

1 議 事 日 程（第3日）

（平成27年第4回有田川町議会定例会）

平成27年12月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 請願の審査報告について（請願第3号）

追加日程第1 発委第3号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について

日程第2 議案第98号 平成27年度有田川町一般会計補正予算（第4号）

日程第3 議案第99号 平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第100号 平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第101号 平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第102号 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第7 議案第103号 有田川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第104号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第105号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第106号 有田川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第107号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第108号 有田川町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第13 議案第109号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第110号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について

日程第15 議案第111号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第112号 有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理者の指定について

日程第17 議案第113号 有田川町健康管理センター、有田川町林業交流活性化センター、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町ふるさとふれあいの丘、有田川町営キャン

プ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家の指定管理者の指定について

日程第18 議案第114号 有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定について

日程第19 議案第115号 平成26年度有田川町営二川小水力発電所建設工事の請負変更契約について

日程第20 議案第116号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第21 議案第117号 平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事（第16工区）の請負変更契約について

日程第22 議案第118号 平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事（第19工区）の請負変更契約について

日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第24 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第25 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第26 議員派遣の件

日程第27 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	9番	森 谷 信 哉
10番	堀 江 眞智子	11番	中 山 進
12番	新 家 弘	13番	湊 正 剛
14番	増 谷 憲	15番	橋 爪 弘 典
16番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 辻 岡 俊 明 15番 橋 爪 弘 典

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	辻 勇
総務政策部長	林 孝 茂	消 防 長	上 嶋 敏 之
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	中 裕 準	企画財政課長	一ツ田 友 也

教育委員長 早田智代 教育長 楠木 茂
教育部長 山田展生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 中西満雄 書記 林 美穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

5番、森本明君から欠席の届出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第3号）……………

○議長（中山 進）

日程第1、請願の審査報告についてを議題といたします。

請願第3号として、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願が、本定例会第1日目において総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、委員長報告を行います。

請願第3号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る12月3日に委員会を開き、請願の主旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、意見書の提出については、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

請願第3号について反対の立場で討論をさせていただきます。

県条例が既に制定されております、この健全育成条例。全ての青少年は心身ともに健やかに育てなければなりません。この究極の目標を達成するため、青少年の健全育成に関する大綱を定めるとともに、その目標達成に障害となるような行為と環境から青少年を保護することを目的としてこの条例が制定されたとあります。

この請願では青少年に対する凶悪事件等を青少年の荒廃と捉え、その要因として家庭の崩壊や学校の役割の問題を指摘しています。けれども相次ぐ労働法制の規制緩和による雇用破壊や長時間過密労働が家族間のコミュニケーションを困難にしているのであり、家庭崩壊の原因を家庭内に求めた上で、保護者に責務を押しつけても問題が解決できるはずがありません。

また、この間進められてきた競争と管理の教育が子どもにストレスを与え、教員の多忙化を生んでいることから、役割を果たしてこなかったなどと、学校現場に責任転嫁できるものでもありません。青少年の健全な育成のためには基本法の制定で責務を課す手法ではなく、競争主義の社会と教育を改め、憲法に基づいて青少年の人権を尊重し、取り巻く環境を守る施策を充実させることこそ重要だと考えます。

以上のことから、本請願には反対といたします。

○議長（中山 進）

ほかに賛成討論はありませんか。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

委員長報告の意見書採択に賛成の立場から、賛成討論をさせていただきます。

青少年の健全育成は全ての国民の願いであります。今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件、その要因はいろいろありますが、頻発する児童や幼児の虐待事件に象徴される家庭崩壊、また倫理、道德教育の学校問題、中でも地域社会における露骨な性描写や、虐待シーンを売り物とする雑誌やビデオ等、またテレビの有害番組やインターネット、携帯電話等の情報通信の発展とともに、有害環境も指摘されています。青少年の荒廃は我々大人が青少年を見守り、支援し、時には戒めるという義務を果たしてこなかった結果と言わざるを得ません。

この問題に対して、青少年健全育成条例を都道府県により対処してきましたが、その限界が指摘されています。よって青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための法整備が必要だと思います。よって、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書に私は賛成します。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願にたいする委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9 時 3 9 分

再開 9 時 4 0 分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

お諮りします。

ただいま、総務文教福祉常任委員長から、発委第 3 号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思えます。

御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

発委第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第 1 発委第 3 号……………

追加日程第 1、発委第 3 号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、発委第 3 号の提案理由の説明を行います。

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明

にかえさせていただきます。

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案。21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道德教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されている。とりわけ、地域社会においては露骨な性描写や虐待シーンを売り物にする雑誌・ビデオ・コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されている。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が青少年を見守り支援し、時に戒めるという義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ない。

これらの問題に対して、各都道府県の青少年健全育成条例が対処し、一定の効果は上げてきたが、今日では、その限界性が指摘されている。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責任を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に青少年の健全な育成のための良好な家庭環境づくりという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた、青少年健全育成基本法の制定が必要であると考え。よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた青少年健全育成基本法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日。和歌山県有田川町議会。

意見書提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官であります。

慎重に御審議いただき、御賛同たまわりたくよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（中山 進）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 議案第98号……………

○議長（中山 進）

日程第2、議案第98号、平成27年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第98号について質疑をさせていただきます。

歳出の23ページに、児童発達支援事業給付費補助金、1,281万8,000円が今回、補正されております。この時期になっての補正額が大変大きいわけですが、この補正額の中身について、まず御説明をいただきたいと思います。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保険部長（辻 勇）

それでは、増谷議員さんの質疑にお答えさせていただきます。

当初予算段階では、受給者証の発行者数を99名、月額1,000万円と見込んでおりましたが、今後、受給者証の発行者数が122名になる見込みであり、年間ですらして、月額1,122万円の費用が必要となります。それに伴い、今回1,281万8,000円の補正をさせていただきました。

以上であります。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

再質疑をさせていただきます。

この事業は障害児保育のデイサービスや支援相談などになっていると思うんですが、人数の増ということで、大変今の答弁ではふえているというふうに思うんですよ。ということは、私もおひさま教室なんかを聞いていますと、開所以来、来られる方がふえてきている中で、これからこのままであの施設1つでやっていけるのかな。それから、支援相談なんかもやっていけるのかなという心配を持っているんです。これは有

田都市の関係も出てきますけども、今後、このままふえていったら、どんな対応が求められてくるのかという方向性も要ってくると思うんですよ。その点、当局としてどんなふうを考えておられるのか、方向性なりがあれば示していただきたいと思います。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保険部長（辻 勇）

ただいまの再質疑にお答えさせていただきます。

増谷議員さんがおっしゃるように、非常にふえていると。就学前の有田川町の児童デイサービス利用の事業所につきましては、有田川町で1カ所、湯浅町で2カ所となっています。いずれの事業所も定員をオーバーしており、今後さらに利用者の増加が見込まれます。利用者が有田圏域にまたがっておりますので、今後、圏域、また事業を展開する法人とも協議しながら対応していきたいというふうを考えております。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

最後の質疑ですけども、今の御答弁で本当に緊急の課題になってきていると思いますので、ぜひ早急に方向性を出していただけるように求めておきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

○14番（増谷 憲）

はい。

○議長（中山 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第99号……………

○議長（中山 進）

日程第3、議案第99号、平成27年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第100号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第100号、平成27年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第101号……………

○議長（中山 進）

日程第5、議案第101号、平成27年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第102号……………

○議長（中山 進）

日程第6、議案第102号、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第102号について反対の立場から討論させていただきます。

この議案はマイナンバー法に伴う条例制定になりますが、法で定めた機関同士の照会や、町の独自事務での利用を定めたものであります。しかし、そもそもマイナンバー

一制度自体に大きな問題があります。赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている人全員に生涯変えられない原則の番号をつけ、その人の納税や社会保障給付などの情報を国が管理し、行政手続などで活用する仕組みになっています。

ところが個人情報容易に名寄せ、集積されるため、ひとたび流出すると、甚大なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪の危険性を飛躍的に高めます。既に制度の導入前から詐欺行為や郵送段階での事故や、自治体のミスが続き、最近では69万人もの有権者名簿が流出し、情報管理の難しさを示しました。このように幾らセキュリティの制度設計をしても、いわゆるヒューマンエラーは起きてきます。こうした危険性を持っているのに、導入しようとしているのは国民の利便性向上ではなくて、国が国民の収入、財産の実態を効率的につかみ、税、保険料の徴収を強化することと、社会保障の給付を減らすことにあります。このようにマイナンバーの恩恵はほとんどありません。政府の説明ではマイナンバーがあれば、公的年金の申請時に複数の書類をそろえる手間が省けると宣伝をされておりますが、多くの人にとっては年に1度あるかないかの手続です。個人番号を他人に知られないように管理するための労力に見合うような利点というのでしょうか。むしろ他人による番号の不正利用や個人情報の流出によってもたらされる被害のほうがはるかに深刻ではないでしょうか。

しかし、富裕層の資産隠しの逃げ道を追求する、追跡する仕組みは整っていないで、もっばらの矛先は我々一般の国民になっています。

2013年成立の現行法の利用対象は税、社会保障、災害対策に限っていたのに、国会で審議中の改正法案ではメタボ健診や銀行預金口座などにも使えることを盛り込みました。特に、この議案で示されている、福祉医療事務など、独自の事業にはマイナンバーを利用しなくても受給するためには何ら支障はありません。活用対象を広げるべきではありません。莫大な費用や手間をかけてやるよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の部門で業務の効率化、適正化を図り、町民の利便性を高めるようにすべきであります。

以上の理由から反対の討論とさせていただきます。

なお、この後の議案103号、104号、105号もマイナンバー制度による一部改正のため、あわせて反対の表明をして討論を終わります。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第103号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第103号、有田川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第104号……………

○議長（中山 進）

日程第8、議案第104号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第105号……………

○議長（中山 進）

日程第9、議案第105号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第106号……………

○議長（中山 進）

日程第10、議案第106号、有田川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第107号……………

○議長（中山 進）

日程第11、議案第107号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第108号……………

○議長（中山 進）

日程第12、議案第108号、有田川町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第109号……………

○議長（中山 進）

日程第13、議案第109号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第110号……………

○議長（中山 進）

日程第14、議案第110号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 5 議案第 1 1 1 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 5、議案第 1 1 1 号、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 6 議案第 1 1 2 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 6、議案第 1 1 2 号、有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第113号……………

○議長（中山 進）

日程第17、議案第113号、有田川町健康管理センター、有田川町林業交流活性化センター、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町ふるさとふれあいの丘、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第114号……………

○議長（中山 進）

日程第18、議案第114号、有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第115号……………

○議長（中山 進）

日程第19、議案第115号、平成26年度有田川町営二川小水力発電所建設工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第116号……………

○議長（中山 進）

日程第20、議案第116号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

ただいま、教育委員会委員に任命の同意がされました、堀内千佐子委員が来られています。御挨拶をお願いいたします。

〔堀内千佐子君 入場〕

○教育委員会委員（堀内千佐子）

失礼します。堀内千佐子でございます。ただいま、教育委員会委員として御同意いただきまして、まことにありがとうございます。

教育委員会組織の一員として、微力ながらほかの教育委員さんとともに有田川町の教育行政に携わってまいりたいと思います。どうぞ御指導よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中山 進）

今後、教育委員としてよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔堀内千佐子君 退場〕

……………日程第 2 1 議案第 1 1 7 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 1、議案第 1 1 7 号、平成 2 7 年度公下第 4 号水尻工区管渠布設工事（第 1 6 工区）の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 1 1 8 号……………

○議長（中山 進）

日程第22、議案第118号、平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事（第19工区）の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

それでは、ここで長い間、町教育行政発展のために御尽力いただきました早田教育委員長が来年2月22日をもって退任されます。早田教育委員長より発言の申し出がありましたので許可します。

教育委員長、早田智代君。

○教育委員長（早田智代）

失礼いたします。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私、早田智代は来年2月22日をもって、任期満了により有田川町教育委員を退任いたします。在任中は町長様、議員の皆様、関係の皆様各様の御支援、御厚情を賜り、あと2カ月で2期8年間に全うできますことをまことにありがたく、心より感謝とお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

後になりましたが、皆様方の御健康と御多幸を御祈念申し上げ、まことに簡単措辞でございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（中山 進）

早田教育委員長に申し上げます。長年にわたり教育委員長として教育行政発展のため、献身的に取り組んでいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

……………日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 2 3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第 2 4 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 2 4、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第 2 5 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 2 5、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに

決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第26 議員派遣の件……………

○議長（中山 進）

日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第27 議長への委任について……………

○議長（中山 進）

日程第27、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時22分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            中   山            進

3 番 議 員            辻   岡            俊   明

1 5 番 議 員            橋   爪            弘   典